

議案第六号

町税条例の一部を改正する条例について

町税条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十五年三月十日提出

三朝町長 坂出雅己

昭和三十五年三月十八日議決

三朝町議會議長加藤幸太郎



原案可決

昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 二 十 六 号
目 次
目 次 中 「 第 九 十 一 条 の 二 」 を 「 第 九 十 一 条 」 に 改 め る 。
第 四 条 及 び 第 五 条 を 次 の よう に 改 め る 。
第 四 条 及 び 第 五 条 削 除
第 八 条 及 び 第 十 七 条 まで を 次 の よう に 改 め る 。
第 八 条 から 第 十 七 条 まで 削 除
第 十 八 条 を 次 の よう に 改 め る 。
(公 示 送 達)
第 十 八 条 地 方 税 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 二 十 六 号) 以 下 「 法 」 と い う 。 (第 二 十 条 の 二)
の 規 定 に よ る 公 示 送 達 は 、 三 朝 野 公 布 式 条 例 (昭 和 二 十 八 年 三 朝 野 条 例 第 一 号) 第 二 条 に 規 定 する 掲 示 場 に 掲 示 し て 行 う も の と す る 。
(第 十 八 条) 地 方 税 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 二 十 六 号) 以 下 「 法 」 と い う 。 (第 二 十 条 の 二)
の 規 定 に よ る 公 示 送 達 は 、 別 表 に 掲 げ る 掲 示 場 に 掲 示 し て 行 う も の と す る 。
第 十 八 条 の 次 に 次 の 二 条 を 加 え る 。

昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 二 十 六 号

目 次 中 「 第 九 十 一 条 の 二 」 を 「 第 九 十 一 条 」 に 改 め る 。

第 四 条 及 び 第 五 条 を 次 の よう に 改 め る 。

第 四 条 及 び 第 五 条 削 除

第 八 条 及 び 第 十 七 条 まで を 次 の よう に 改 め る 。

第 八 条 から 第 十 七 条 まで 削 除

第 十 八 条 を 次 の よう に 改 め る 。

(公 示 送 達)

第 十 八 条 地 方 税 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 二 十 六 号) 以 下 「 法 」 と い う (第 二 十 条 の 二

の 規 定 に よ る 公 示 送 達 は 、 三 朝 野 公 布 式 条 例 (昭 和 二 十 八 年 三 朝 野 条 例 第 一 号) 第 二 条 に 規

定 する 掲 示 場 に 掲 示 し て 行 う も の と す る 。

(第 十 八 条) 地 方 税 法 (昭 和 二 十 五 年 法 律 第 二 百 二 十 六 号) 以 下 「 法 」 と い う 。 (第 二 十 条 の 二

の 規 定 に よ る 公 示 送 達 は 、 別 表 に 掲 げ る 掲 示 場 に 掲 示 し て 行 う も の と す る 。

第 十 八 条 の 次 に 次 の 二 条 を 加 え る 。

(納税証明事項)

第十八条の二 地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第一条の四第二号に規定する事項は、二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。

(納税証明書の交付手数料)

第十八条の三 法第二十条の十第一項の納税証明書の交付手数料は、証明書一枚ごとに四十円とする。ただし、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第九十七条の二に規定する証明書については手数料を申しない。

2 前項の納税証明書の枚数については、年度、税目、証明事項等を基準として規則で定める。第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 削除

第二十七条中「第十二号様式による」を削る。

第二十八条中「第十三号様式によつて」を削る。

第三十九条第一項中「第九條の二」を「第九條の四」に、第二項中「第十四号様式による」を削る。

第四十一条中第一項を削り、第二項中「前項」を「個人の所得税」に改め、同項を第一項とし、第三項中「十四未満」を「十未満」に改め同項を第二項とする。

第四十五条中第三項及び第四項を削る。

第四十六条中「第十八号様式による」を「規定で定める」に改め、「第十九号様式による」を削る。

第四十七条第二項中「第四十五条第四項」を「法第三百二十一条の六第一項に」、「第十六條の規定の例によつて」を「法第十七條の二の規定によつて」に改める。

第四十八条第三項中「第五十一条第一項」を「法第十五條の三」に改める。

第四十九条を次のように改める。

第四十九条 削除

第五十条中「前條の通知書」を「法第三百二十一条の十二の規定に基く納付の告知」に改める。

第五十一条を次のように改める。

第五十一条 削除

第五十四条第五項中「土地区画整理法第八十条の規定によつて土地区画整理事業の施行者以外の者が仮に使用する土地（保留として指定されたものを含む。以下「仮使用地」という。）」を「土地区画整理法第百条の二の規定によつて土地区画整理事業の施行者が管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下「仮使用地」という）」に改める。

第六十八条第三項中「第十七条」を「法第十七条又は第十七条の二」に改める。

第六十九条中第一項を削り、第二項中「前項」を「固定資産税」に改め、同項を第一項とし、第三項を第二項とする。

第七十七条を次のように改める。

第七十七条 削除

第八十四条第三項中「第十八条」を「第十七条の四」に改める。

第八十六条を次のように改める。

第八十六条 削除

第八十六条の二本文中「町長の定める書類に第二十四号様式の二による証紙」を「規則で定めるところにより、軽自動車税の納付する義務が発生することを証する書類に納税証紙」に改め

に条ただし書中「第二十四号様式の三による」を削る。

第八十七条第一項中「第二十四号様式の四による」を「次の各号に掲げる事項を記載した」
改め、同項に次の各号を加え、第二項中「第二十四号様式の五による」を「規則で定める」
第三項中「第二十四号の六による申告書」を「変更申告書」に改める。

一 軽自動車等の種別、車名、形状、性質、用途

二 主たる定置場の位置

三 納税義務発生の日

四 その他町長が必要と認める事項

第九十一条第一項及び第二項中「第二十四号様式の七による申請書」を「標識交付申請書」
に

八四項中「第二十五号様式及び第二十六号様式」を「規則で定めるところ」に改める。

第九十一条の二を削る。

第一百条第三項中「第二十七号様式による」を削る。

第一百一条を次のように改める。

第一百一条 削除

第百二条中「前条の通知書」を「法第四百九十七條、第四百九十八條又は第四百九十九條の規定に基づく納入の告知」に改める。

第百六条を次のように改める。

第百六条 削除

第百十三条中「第三十号様式による」を削る。

第百十七条を次のように改める。

第百十七条 削除

第百十八条中「前条の通知書」を「法第五百三十三條、第五百三十六條又は第五百三十七條の規定に基づく納付の告知」に改める。

第百二十条中「百分の二」を「百分の三」に改める。

第百二十二条第三項中「第三十二号様式による」を削る。

第百二十三条中「第三十三号様式による」を削る。

第百二十七条を次のように改める。

第百二十七条 削除

第百二十八条中「前条の通知書」を「法第五百六十五條、第五百六十七條又は第五百六十八

条の規定による納付又は納入の告知」に改める。

第三百三十五条第三項中「第三十五号様式による」を削る。

第三百三十七条を次のように改める。

第三百三十七条 削除

第三百三十八条中「前条の通知書」を「法第七百一条の十、第七百一条の十二又は第七百一条の十三の規定に基づく納入の告知」に改める。

第一号様式から第三十六号様式までを削る。

第五百五十条第一項第二号中の「被保険者の数」とあるを、「に当該世帯主及び当該世帯に属する被保険者でない者の数の当該世帯に属する者（当該世帯主を含む）の数に対する割合を算じて得た額」に改める。

附 則

この条例は公布の日から施行し昭和三十五年一月一日より適用する。

ただし第三百三十五条及び第五百五十条の改正規定は昭和三十五年四月一日より施行する。